

## 令和7年度社会福祉法人指導監査 実施結果

### 1 指導監査実施法人数

3法人

### 2 主な文書指摘事項

#### (1) 法人運営

- ・評議員会の日時、場所及び議案が理事会の決議により定められていない。
- ・評議員会の招集通知で議案に「その他」と記載があり、会議の目的である事項が明記されていない。
- ・「重要な役割を担う職員」の選任について、理事会において決議していない。
- ・理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書により確認できない。

#### (2) 会計経理

- ・経理規程において、定められている業務分担を明確にしておらず、内部牽制体制が機能しない。
- ・拠点区分が経理規程・注記・WAMにおいて、統一されていない。
- ・計算書類の勘定科目は「会計処理に関する運用上の留意事項」（課長通知）に合わせることを。
- ・当初予算の軽微といえない乖離について、補正予算が編成されていない。
- ・付属明細書の内、補助金収益明細書が公費と一般に区分けされていない。様式に沿って作成すること。